

新型コロナウイルス感染症対策幹事会

日時：令和2年1月30日（木）16時45分～
場所：松江市役所 本庁3階 第2常任委員会室

議 事 次 第

1. 幹事長挨拶

2. 新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について

資料1

資料2

資料3

3. 今後の対応等について

4. その他

新型コロナウイルス状況報告について

1. 概要

- (1) 中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の患者が報告され、中国を中心に世界各国から発生が報告
- (2) 国内でも、東京、神奈川、名古屋、奈良、北海道、大阪で9名の患者を確認
- (3) 国は、感染症法に基づく「指定感染症」とすることを閣議決定（1月28日）

○中国での発生状況（令和2年1月29日現在）

新型コロナウイルス関連肺炎と診断された患者は中国で7,711人
(うち死亡170人)

○中国以外での発生状況

タイ、香港、日本などアジア地域を中心に発生している

○日本での患者発生（令和2年1月30日現在）

- (1) 国内では、9人の感染を確認。そのほか無症状病原体保有者2人
- (2) 9人のうち、7人は武漢市への渡航歴あり

国内での患者確認状況

- ① 1月16日 神奈川県 30代男性 武漢市への渡航歴あり
- ② 1月24日 武漢市（東京都内）40代男性 1月19日に来日
- ③ 1月25日 武漢市（東京都内）30代女性 1月18日に来日
- ④ 1月26日 武漢市（愛知県内）40代男性 1月22日に来日
- ⑤ 1月28日 武漢市（愛知県内）40代男性 1月20日に来日
- ⑥ 1月28日 奈良県 60代男性 渡航歴なし
- ⑦ 1月28日 武漢市（北海道）40代女性 1月21日に来日
- ⑧ 1月29日 大阪府 40代女性 渡航歴なし
- ⑨ 1月30日 武漢市からの帰国者 1人、無症状病原体保有者2人

2. 対応状況等

- ・ 1月8日 松江市感染症情報（週報）により注意喚起（保健衛生課）
- ・ 1月9日 松江市内病院及び保健所あて注意喚起文書を発出（保健衛生課）
- ・ 1月17日 県、郡、市医師会、県内病院及び保健所あて注意喚起文書を発出
(県薬事衛生課)
松江市感染症ホームページにて注意喚起（保健衛生課）
- ・ 1月22日 部長会、主管課長会で情報提供（健康政策課）
- ・ 1月24日 各旅館業営業者あて肺炎患者の発生に係る協力依頼発出（松江保健所）
庁内関係課あて肺炎患者の発生に係る協力依頼発出（保健衛生課）
(健康政策課、健康推進課、防災安全課、観光文化課、国際観光課、観光施設課)
- ・ 1月28日 新型コロナウイルス対策関係者会議を開催
(防災安全課、健康推進課、保健衛生課、保健所、健康政策課)
松江保健所管内病院担当者連絡会を開催（松江保健所）
14医療機関（松江市11、安来市3）に対し情報提供
- ・ 1月30日 部長会で情報共有
新型コロナウイルス感染症対策幹事会の開催
松江市ホームページにて注意喚起
相談窓口の設置（松江保健所）

新型コロナウイルス感染症への対応について

<概要>

中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の患者が報告され、1月29日24時時点の患者は中国で7,711名（うち死亡170名）、国内でも9名の患者報告があるほか、各国での患者報告が相次いでいる。

当該感染症が感染症法に基づく「指定感染症」となったことから、今後は感染症法に基づくまん延防止対策を実施することになる。また、国内でも二次感染と思われる事例が認められたことから、まん延防止対策を強化していく必要がある。

<感染症法に基づく対応>

1. 調査・検査体制

・調査対象者

疑い例：発熱（37.5度以上）、呼吸器症状、武漢滞在、患者接触者

患者（確定例）：新型コロナウイルスが検出された感染確定例

濃厚接触者：患者（確定例）が発病日以降に接触した者（家族、医療関係者、汚染物接触者等）

（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）：令和2年1月21日版）

・検査体制

検査機関：国立感染症研究所 保健環境科学研究所から冷凍（マイナス80℃）にて送付

検体：咽頭スワブ 全血 尿

現在保健環境科学研究所において、2月3日から検査実施予定

・防疫資材備蓄品の確認（マスク、フェースカバー、サージカルガウン、プラスチック手袋等）

・外国人調査用翻訳機 購入予定

2. 医療体制

・感染症指定医療機関での入院治療

一種感染症指定医療機関：松江赤十字病院

二種感染症指定医療機関：松江市立病院

3. 指定感染症に対応したまん延防止対策

※指定感染症：既に知られている感染性の疾病（一類、二類、三類及び新型インフルエンザ等感染症を除く）であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの（感染症法第6条）1月28日に指定 2月7日施行

・医師からの迅速な届出

・積極的疫学調査の実施（患者・接触者等）

・患者への入院勧告

・患者への就業制限

・患者発生時の感染症審査協議会の開催

・入院医療費の公費負担（施行までの間は暫定措置で対応）


・患者搬送方法の確認

新型コロナウイルス感染症に関する各部局対応状況一覧(令和2年1月30日時点)

資料③

部局	担当課	対応状況
政策部	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・1/22付けでスポーツ庁より島根県に周知依頼 ・1/23付けで島根県より松江市に周知依頼 ・1/28付けで市内体育施設指定管理者16団体に通知 (各省庁での最新情報をホームページに掲載していることの周知)
	総合体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館入口にアルコール消毒液を配置済み
	地域振興課 ジオパーク推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・松江ビジターセンター(島根町加賀)に従事しているジオパーク専門員に対しマスク着用を励行している (1月、2月は毎月、月・水のみ専門員1名を配置しており、これ以外は無人対応にしている)
	地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・なかうみスカイポート(上宇部尾町626)は、無人の施設であり、また、水陸両用機の運航期間外ではあるが、多目的施設内には、トイレや野鳥観察用双眼鏡等があることから、消毒液を設置している
観光振興部	観光施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・松江城、塩見縄手周辺施設及びフォーゲルパークに消毒液の利用について多言語標記(英語・中国語)を依頼し、対応済 ・他の施設についても消毒液を設置
福祉部	福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・1/29付けで厚生労働省社会・援護局から社会福祉施設等に対する周知の依頼 ・社会福祉施設へ周知
	障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・1/30付けで島根県から障がい者支援施設及び障害福祉サービス事業所所管法人へ注意喚起の通知(島根県から県内の事業所に対しても通知済)
子育て部	子育て政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・1/24付けで文部科学省から関係事業者に対する注意喚起の依頼 ・1/27付けで各保育所(園)、幼稚(保)園、認定こども園、各認可外保育施設あてに注意喚起を依頼 ・1/28付けで文部科学省から「指定感染症」に係る対応について関係事業者に対する周知の依頼(対応は上記に同じ) ・1/29付けで文部科学省から「中国から帰国した児童生徒等への対応」について関係事業者に対する事務連絡の依頼(対応は上記に同じ)
環境保全部	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・1/22付けで環境省から管内廃棄物処理業者に対する周知の依頼 ・部内において情報共有
歴史まちづくり部	松江歴史館	<ul style="list-style-type: none"> ・松江歴史館において、手指消毒液の設置及び説明文の多言語化、共用エリアの清掃(消毒)回数を増やす、受付スタッフにマスクを着用
教育委員会	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・1/23付けで県保健体育課から「関連情報」について周知依頼。 ・1/24付けで小・中・義務教育学校・女子高等学校に感染症対策の注意喚起(文書通知) ・1/28付けで県保健体育課から「感染症対策」について周知依頼 *最新の情報と異なる内容があり(ヒト→ヒト感染なし)、対応保留 ・1/29付けで県保健体育課から「指定感染症」に係る対応について周知依頼 ・1/29付けで市内全校に「指定感染症」に併せて「感染症対策」についての注意喚起(文書通知)
消防本部	警防課	<ul style="list-style-type: none"> ・1/17付けで島根県から新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について情報提供あり ・消防本部内の感染症対応資機材保有状況の確認。119番通報受信時から感染症対応マニュアルに沿った対応をすることを部内周知 ・1/29付けで島根県から「指定感染症」に係る対応について事務連絡(対応は上記に同じ)
ガス局	営業総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎にマスク、手袋、石鹸、消毒薬等を常備。今後状況の進展にあわせて対処を行う
交通局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・1/23付けで(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会から通常の感染対策の徹底について通知あり ・局内乗務員等に対し、周知を行い、マスク着用等を実施

国際文化観光都市



松江市
Matsue City, Shimane

[▶ 本文へ移動](#)
[▶ Foreign language](#)

読み上げ
ふりがな
背景色
白
黒
茶

文字サイズ
標準
拡大

総合メニュー
暮らしのガイド
事業者向け情報
市政情報
観光情報
外部サイト

[総合メニュー](#) > [暮らしのガイド](#) > [健康・福祉・介護](#) > [健康づくり](#) > [感染症予防](#) > [新型コロナウイルスに関連した感染症について](#)

新型コロナウイルスに関連した感染症について

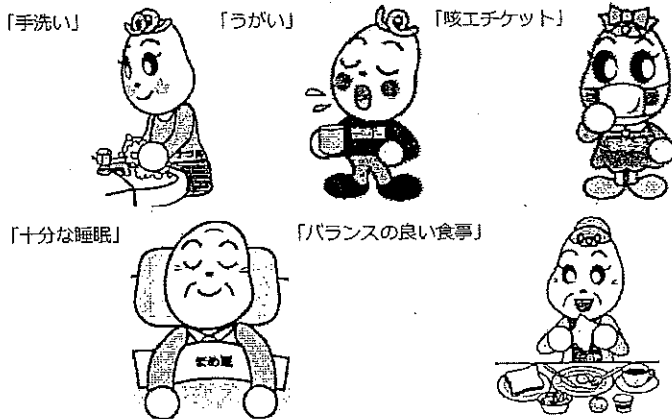
中華人民共和国湖北省武漢市を発端とした、新型コロナウイルス関連の肺炎患者の発生が国内でも報告されています。

国においては、国内における感染拡大防止に向けた対策が強化されており、松江市においても島根県と連携を図りながら対策を進めることとしています。

市民のみなさまへ

- 市民の皆様におかれては、過剰に心配することなく、季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

感染症にかからないために



「こまめな手洗い・うがい」を！

いろいろな場所を触ることで知らないうちにウイルスが手に付き、体内に入ってしまうことが原因で感染する場合があります。

一番大切な基本的な予防策は「こまめな手洗い・うがい」です。帰宅時や食事前などに、せっけんを使っての手洗いと、うがいをしましょう。

「咳エチケット」を忘れずに！

自分の咳やくしゃみの飛沫（ひまつ）で感染する場合があります。

咳などの症状がある場合は、マスクやハンカチを使って口や鼻を押さえる「咳エチケット」を忘れずにしましょう。

「免疫力」を高めましょう！

免疫力の弱い人は、高い人比べて感染しやすくなり、また感染した時に症状が重くなる恐れがあります。

免疫力を高めるため、普段から「十分な睡眠」と「バランスの良い食事」を心がけましょう。

[新型コロナウイルス感染症に備えて一人ひとりができる対策を知っておこう（内閣官房ホームページ）](#)（外部サイト）

海外へ渡航される方、海外から帰国・入国される方へ

◀海外に渡航される際には▶

- 海外に渡航される方は、渡航先の情報を、厚生労働省や外務省ホームページ等で事前によく確認してください。
- 武漢市をはじめ、感染リスクが高い地域に行かれる場合は、生きた動物等を扱う市場へは立ち寄らず、感染予防策としてマスクや手洗いの徹底をお願いします。

◀帰国・入国後に注意すること▶

- 武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、検疫所で必ず申し出下さい。
- また、国内で症状が現れた場合は、マスクを着用するなどし、あらかじめ医療機関に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。

新型コロナウイルス関連肺炎が疑われるとき

新型コロナウイルス関連肺炎が疑われるのは、次の両方に当てはまる場合です。

- 発熱（37.5度以上）かつ咳などの呼吸器症状がある
- 発症から2週間以内に武漢市を訪問した、または武漢市への渡航歴があり発熱かつ呼吸器症状を有する人と接触した

上記に当てはまる場合は、下記相談窓口へお電話ください。

（また、中国武漢市以外でも海外訪問後に症状がある、渡航歴がある人と接触後に症状があるなど、ご心配がある場合もご相談ください。）

相談窓口

- 松江市・島根県共同設置松江保健所
電話番号：0852-23-1313
受付時間：8時30分から17時15分まで（平日のみ）
- 新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）
電話番号：03-3595-2285
受付時間：9時00分から21時00分まで（土日・祝日も実施）

新型コロナウイルスに関する情報

- 中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について（厚生労働省）（外部サイト）
- 新型コロナウイルスに関するQ&A（厚生労働省）（外部サイト）
- 国内における新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生について（島根県）（外部サイト）

お問い合わせ

健康部 健康推進課

電話：0852-60-8162（保健総務係）、電話：0852-60-8174（保健企画係）、電話：0852-60-8154（地域保健グループ(橋北)）、電話：0852-60-8156（地域保健グループ(橋南)）／ファックス：0852-60-8160／メールアドレス：kensui@city.matsue.lg.jp

[ページの先頭に戻る](#)

[サイトについて](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [著作権・免責事項・リンク等](#) | [ウェブアクセシビリティについて](#)

松江市役所

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

電話：0852-55-5555（代表）

開庁時間：8時30分から17時15分



庁舎位置図



電話番号一覧
メールアドレス



組織機構図
専任分掌一覧

松江市ホームページはプログラム言語「Ruby」で構築されています。